

子発 0427 第 4 号
平成 30 年 4 月 27 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公印省略)

「保育士試験の実施について」の一部改正について

保育士養成課程等については、保育を取り巻く社会情勢が変化する中、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号）が平成 30 年 4 月 1 日から適用されたこと等を踏まえ、より実践力のある保育士の養成に向けて、「保育士養成課程等検討会」（以下「検討会」という。）において見直しの検討を行ったところである。（検討結果については、以下の厚生労働省ホームページを参照されたい。）

この度、当該検討会にて、「保育士養成課程等の見直しについて（検討の整理）」（平成 29 年 12 月 4 日保育士養成課程等検討会）がとりまとめられたことを踏まえ、「保育士試験の実施について」（平成 15 年 12 月 1 日付け雇児発第 1201002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の一部を別添のとおり改正し、2020（平成 32）年 4 月 1 日より施行することとしたので、通知する。

貴職におかれては、改正内容について御了知の上、その運用に遺漏なきよう期するとともに、管内市町村（特別区含む）、関係機関及び関係団体に対する周知を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

○「保育士養成課程等の見直しについて（検討の整理）」（平成 29 年 12 月 4 日保育士養成課程等検討会）

URL: <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000189068.html>

(別添)

「保育士試験の実施について」(平成 15 年 12 月 1 日付け雇児発第 1201002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) 新旧対照表 (下線部: 変更箇所)

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p data-bbox="143 316 483 443">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p data-bbox="573 507 1088 539">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p data-bbox="434 651 819 683">保育士試験の実施について</p> <p data-bbox="143 798 1115 1021">保育士試験については、かねてより御配慮をいただいているところであるが、「児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 13 年法律第 135 号)等によって整備された保育士関係規定が施行されたことに伴い保育士試験の実施基準を定めたので下記の事項に御留意のうえ、その適正な実施に特段の御配慮をお願いしているところ。</p> <p data-bbox="143 1037 1115 1505">今般、<u>保育を取り巻く社会情勢の変化、保育所保育指針の改定等を踏まえ、「児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年厚生労働省令第 64 号)」及び「児童福祉法施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 3 号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の一部を改正する件(平成 30 年厚生労働省告示第 216 号)」</u>において、指定保育士養成施設の修業教科目(保育士養成課程)及び保育士試験の筆記試験科目の一部について、所要の改正を行ったところであり、本通知において当該改正に伴う保育士試験を行うに当たっての実務的な改正を行ったため、<u>2020(平成 32)年度からの保育士試験の実施につ</u></p> | <p data-bbox="1140 316 1480 443">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p data-bbox="1568 507 2083 539">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p data-bbox="1433 651 1818 683">保育士試験の実施について</p> <p data-bbox="1140 798 2112 1021">保育士試験については、かねてより御配慮をいただいているところであるが、「児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 13 年法律第 135 号)等によって整備された保育士関係規定が施行されたことに伴い保育士試験の実施基準を定めたので下記の事項に御留意のうえ、その適正な実施に特段の御配慮をお願いしているところ。</p> <p data-bbox="1140 1037 2112 1505">今般、<u>幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格特例を円滑に実施するため、保育士試験に関して、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令」(平成 26 年政令 17 号)、「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」(平成 26 年厚生労働省令第 9 号)及び「児童福祉法施行規則第 6 条の 11 の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」(平成 26 年厚生労働省告示第 172 号)</u>について、所要の改正等を行ったところであり、本通知において当該改正等に伴う保育士試験を行うに当たっての実務的な改正を行ったため、平成 <u>26</u> 年度からの保育士試験の実施について定めたので、ご留意のうえ、適正な実施に特段のご配慮をお願いしたい。</p> |

いて定めたので、ご留意のうえ、適正な実施に特段のご配慮をお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1～6 （略）

7 科目免除の取扱いについて

(1)～(5) （略）

(6) 社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である者については、保育士試験受験科目免除願にそれぞれの資格を有することを証する書類を添えて提出させることで、筆記試験科目の社会的養護、子ども家庭福祉及び社会福祉を免除することができる。

また、指定保育士養成施設の科目履修等により教科目を修得した社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士においては、別表 2 のとおり、修得した教科目に応じ、指定保育士養成施設において保育士試験免除科目を専修したことを証する書類を添え、保育士試験受験科目免除願を提出させることで、試験科目の一部又は全部を免除することができる。

なお、社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第 2 項第 5 号の規定により指定された学校若しくは養成施設を卒業した者については、3 年以上介護等の業務に従事した場合に科目免除

なお、「保育士試験の実施について」（平成 13 年 6 月 29 日雇児発第 440 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は、廃止する。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1～6 （略）

7 科目免除の取扱いについて

(1)～(5) （略）

(6) 社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である者については、保育士試験受験科目免除願にそれぞれの資格を有することを証する書類を添えて提出させることで、筆記試験科目の社会的養護、児童家庭福祉及び社会福祉を免除することができる。

また、指定保育士養成施設の科目履修等により教科目を修得した社会福祉士、介護福祉士及び精神保健福祉士においては、別表 2 のとおり、修得した教科目に応じ、指定保育士養成施設において保育士試験免除科目を専修したことを証する書類を添え、保育士試験受験科目免除願を提出させることで、試験科目の一部又は全部を免除することができる。

を行うこと。

8 幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格特例による受験について

幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例による保育士試験を受験する者（以下「特例対象者」という。）については、次の点に留意されたい。

(1) ～ (3) (略)

(4) 科目免除の取り扱いについて

① (略)

② 特例対象者が指定保育士養成施設の科目等履修により特例教科目を修得した場合、別表1②のとおり修得した特例教科目に応じ、指定保育士養成施設において保育士試験免除科目を専修したことを証する書類、幼稚園教諭免許状の写し及び実務証明書並びに8(1)⑨に定める施設において実務経験を有した者については施設証明書を添え、保育士試験受験科目免除願を提出させることで、筆記試験科目の一部又は全てを免除することができる。

③・④ (略)

(5) 留意事項

① (略)

② 幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格特例による受験は、平成25年8月8日から「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成24年法律第66号。以下「改正認定こども

8 幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格特例による受験について

幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例による保育士試験を受験する者（以下「特例対象者」という。）については、次の点に留意されたい。

(1) ～ (3) (略)

(4) 科目免除の取り扱いについて

① (略)

② 特例対象者が指定保育士養成施設の科目等履修により特例教科目を修得した場合、別表1②のとおり修得した教科目に応じ、指定保育士養成施設において保育士試験免除科目を専修したことを証する書類、幼稚園教諭免許状の写し及び実務証明書並びに8(1)⑨に定める施設において実務経験を有した者については施設証明書を添え、保育士試験受験科目免除願を提出させることで、筆記試験科目の一部又は全てを免除することができる。

③・④ (略)

(5) 留意事項

① (略)

② 幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格特例による受験は、8月8日から「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成24年法律第66号。以下「改正認定こども園法」と

園法」という。) 施行後5年の間の保育士試験において適用することとする。

ただし、改正認定こども園法施行後5年の最終年に特例教科目を修得した者等は当該年の次の年の保育士試験において特例による受験を可能とする。なお、改正認定こども園法では、本法律の施行後5年間は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば、「保育教諭」として勤務することができる経過措置期間を設けているため、当該者は保育士資格を取得するまでの間は、「保育教諭」として勤務することができないことに留意すること。

いう。) 施行後5年の間の保育士試験において適用することとする。

ただし、改正認定こども園法施行後5年の最終年に特例教科目を修得した者等は当該年の次の年の保育士試験において特例による受験を可能とする。なお、改正認定こども園法では、本法律の施行後5年間は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のいずれかを有していれば、「保育教諭」として勤務することができる経過措置期間を設けているため、当該者は保育士資格を取得するまでの間は、「保育教諭」として勤務することができないことに留意すること。

(別表1)

①幼稚園教諭免許を有する者における試験免除科目・修得教科目対応表

| | | | |
|----------|--------------------|----------|-------------------|
| ○試験免除科目 | ○指定保育士養成施設で修得した教科目 | | |
| 社会福祉 | ← | 社会福祉 | |
| 子ども家庭福祉 | ← | 子ども家庭福祉 | 子ども家庭支援論 |
| 子どもの保健 | ← | 子どもの保健 | 子どもの健康と安全 |
| 子どもの食と栄養 | ← | 子どもの食と栄養 | |
| 保育原理 | ← | 保育原理 | 乳児保育Ⅰ 乳児保育Ⅱ |
| | | 障害児保育 | 子育て支援 |
| 社会的養護 | ← | 社会的養護Ⅰ | 社会的養護Ⅱ |
| 保育実習理論 | ← | 保育内容総論 | 保育内容演習 保育内容の理解と方法 |

※ 児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法(平成13年5月23日厚生労働省告示第198号)に定める必修科目

②特例教科目による試験免除科目・修得教科目対応表

| | | |
|----------|----------------------|----------------|
| ○試験免除科目 | ○指定保育士養成施設で修得した特例教科目 | |
| 社会福祉 | ← | 福祉と養護 |
| 子ども家庭福祉 | ← | 福祉と養護 子ども家庭支援論 |
| 子どもの保健 | ← | 保健と食と栄養 |
| 子どもの食と栄養 | | |
| 保育原理 | ← | 乳児保育 子ども家庭支援論 |
| 社会的養護 | ← | 福祉と養護 |

※ 「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」(平成15年12月9日雇児発第1209001号)別紙4に定める特例教科目

③実務経験があつて幼稚園教諭免許状を有する者における試験免除科目・修得教科目対応表

| | | | |
|----------|--------------------|-------------|----------|
| ○試験免除科目 | ○指定保育士養成施設で修得した教科目 | | |
| 社会福祉 | ← | 社会福祉 | |
| 子ども家庭福祉 | ← | 子ども家庭福祉 | 子ども家庭支援論 |
| 子どもの保健 | ← | 子どもの保健 | |
| 子どもの食と栄養 | ← | 子どもの食と栄養 | |
| 保育原理 | ← | 乳児保育Ⅰ 乳児保育Ⅱ | 子育て支援 |
| 社会的養護 | ← | 社会的養護Ⅰ | |

※ 児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法(平成13年5月23日厚生労働省告示第198号)に定める必修科目

(別表1)

①幼稚園教諭免許を有する者における試験免除科目・修得教科目対応表

| | | | |
|----------|--------------------|----------|----------------|
| ○試験免除科目 | ○指定保育士養成施設で修得した教科目 | | |
| 社会福祉 | ← | 社会福祉 | 相談援助 |
| 児童家庭福祉 | ← | 児童家庭福祉 | 家庭支援論 |
| 子どもの保健 | ← | 子どもの保健Ⅰ | 子どもの保健Ⅱ |
| 子どもの食と栄養 | ← | 子どもの食と栄養 | |
| 保育原理 | ← | 保育原理 | 乳児保育 保育相談支援 |
| | | 障害児保育 | |
| 社会的養護 | ← | 社会的養護 | 社会的養護内容 |
| 保育実習理論 | ← | 保育内容総論 | 保育内容演習 保育の表現技術 |

※ 児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法(平成13年5月23日厚生労働省告示第198号)に定める必修科目

②特例教科目による試験免除科目・修得教科目対応表

| | | |
|----------|----------------------|------------|
| ○試験免除科目 | ○指定保育士養成施設で修得した特例教科目 | |
| 社会福祉 | ← | 福祉と養護 |
| 児童家庭福祉 | ← | 福祉と養護 相談支援 |
| 子どもの保健 | ← | 保健と食と栄養 |
| 子どもの食と栄養 | | |
| 保育原理 | ← | 乳児保育 相談支援 |
| 社会的養護 | ← | 福祉と養護 |

※ 「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」(平成15年12月9日雇児発第1209001号)別紙4に定める特例教科目

③実務経験があつて幼稚園教諭免許状を有する者における試験免除科目・修得教科目対応表

| | | |
|----------|--------------------|--------------|
| ○試験免除科目 | ○指定保育士養成施設で修得した教科目 | |
| 社会福祉 | ← | 社会福祉 |
| 児童家庭福祉 | ← | 児童家庭福祉 家庭支援論 |
| 子どもの保健 | ← | 子どもの保健Ⅰ |
| 子どもの食と栄養 | ← | 子どもの食と栄養 |
| 保育原理 | ← | 乳児保育 保育相談支援 |
| 社会的養護 | ← | 社会的養護 |

※ 児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法(平成13年5月23日厚生労働省告示第198号)に定める必修科目

(別表2)

社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である者における試験免除科目・修得教科目対応表

| ○試験免除科目 | ← | ○指定保育士養成施設で修得した教科目 | | |
|----------|---|--------------------|-------------|-----------|
| 保育原理 | ← | 保育原理 | 乳児保育Ⅰ | 乳児保育Ⅱ |
| | | 障害児保育 | 子育て支援 | |
| 教育原理 | ← | 教育原理 | | |
| 保育の心理学 | ← | 保育の心理学 | 子ども家庭支援の心理学 | 子どもの理解と援助 |
| 子どもの保健 | ← | 子どもの保健 | 子どもの健康と安全 | |
| 子どもの食と栄養 | ← | 子どもの食と栄養 | | |
| 保育実習理論 | ← | 保育内容総論 | 保育内容演習 | 保育の理解と方法 |
| 保育実習実技 | ← | 保育内容の理解と方法 | | |

※ 児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法(平成13年5月23日厚生労働省告示第198号)に定める必修科目

(別表2)

社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である者における試験免除科目・修得教科目対応表

| ○試験免除科目 | ← | ○指定保育士養成施設で修得した教科目 | | |
|----------|---|--------------------|---------|---------|
| 保育原理 | ← | 保育原理 | 乳児保育 | 保育相談支援 |
| | | 障害児保育 | | |
| 教育原理 | ← | 教育原理 | | |
| 保育の心理学 | ← | 保育の心理学Ⅰ | 保育の心理学Ⅱ | |
| 子どもの保健 | ← | 子どもの保健Ⅰ | 子どもの保健Ⅱ | |
| 子どもの食と栄養 | ← | 子どもの食と栄養 | | |
| 保育実習理論 | ← | 保育内容総論 | 保育内容演習 | 保育の表現技術 |
| 保育実習実技 | ← | 保育の表現技術 | | |

※ 児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法(平成13年5月23日厚生労働省告示第198号)に定める必修科目

(別紙1)

保育士試験実施要領

第1 (略)

第2 試験実施の方法

1・2 (略)

3 科目の種類

保育原理、教育原理及び社会的養護、子ども家庭福祉、社会福祉、保育の心理学、子どもの保健、子どもの食と栄養、保育実習理論については筆記試験を行い、保育実習実技については実技試験を行う。

4 (略)

5 出題方式

(1) (略)

(2) 実技試験については、受験生は次の3分野から2分野選んで受験する。

ア 音楽に関する技術 イ 造形に関する技術
ウ 言語に関する技術

6 (略)

(別紙1)

保育士試験実施要領

第1 (略)

第2 試験実施の方法

1・2 (略)

3 科目の種類

保育原理、教育原理及び社会的養護、児童家庭福祉、社会福祉、保育の心理学、子どもの保健、子どもの食と栄養、保育実習理論については筆記試験を行い、保育実習実技については実技試験を行う。

4 (略)

5 出題方式

(1) (略)

(2) 実技試験については、受験生は次の3分野から2分野選んで受験する。

ア 音楽表現に関する技術 イ 造形表現に関する技術
ウ 言語表現に関する技術

6 (略)

7 試験時間、配点及び採点方法

(1) 試験時間及び配点

試験時間及び配点は、次のとおりとし、出題数は試験時間内に解答が作成できる程度の分量とすること。

| 科目 | 時間 (分) | 満点 |
|----------------|------------|-----|
| 保育原理 | 60 | 100 |
| 教育原理 | 30 | 50 |
| 社会的養護 | 30 | 50 |
| <u>子ども家庭福祉</u> | 60 | 100 |
| 社会福祉 | 60 | 100 |
| 保育の心理学 | 60 | 100 |
| 子どもの保健 | 60 | 100 |
| 子どもの食と栄養 | 60 | 100 |
| 保育実習理論 | 60 | 100 |
| 保育実習実技 | (都道府県で定める) | 100 |

(2) (略)

第3・第4 (略)

7 試験時間、配点及び採点方法

(1) 試験時間及び配点

試験時間及び配点は、次のとおりとし、出題数は試験時間内に解答が作成できる程度の分量とすること。

| 科目 | 時間 (分) | 満点 |
|---------------|------------|-----|
| 保育原理 | 60 | 100 |
| 教育原理 | 30 | 50 |
| 社会的養護 | 30 | 50 |
| <u>児童家庭福祉</u> | 60 | 100 |
| 社会福祉 | 60 | 100 |
| 保育の心理学 | 60 | 100 |
| 子どもの保健 | 60 | 100 |
| 子どもの食と栄養 | 60 | 100 |
| 保育実習理論 | 60 | 100 |
| 保育実習実技 | (都道府県で定める) | 100 |

(2) (略)

第3・第4 (略)

(別紙3)

保育士試験実施状況報告書

都道府県名

| | | | |
|----|-------|--------|------------------|
| 時期 | 実施年月日 | 申請受付期間 | 年 月 日から 月 日まで 日間 |
| | | 筆記試験 | 年 月 日から 月 日まで 日間 |
| | | 実技試験 | 年 月 日から 月 日まで 日間 |

1. 筆記試験及び実技試験の実施状況について

| 試験受験申請者数 | | 計 名(名) | | | |
|----------|------------------------------|--------|-------|-------|------|
| 合格者等の区分 | ①筆記試験受験者数 | 計 | 名 | | |
| | ②筆記試験合格者数 | 計 | 名(名) | | |
| | ③一部科目合格者数 | 計 | 名(名) | | |
| | ④実技試験受験者数 | 計 | 名 | | |
| | ⑤実技試験合格者数 | 計 | 名 | | |
| | ⑥保育士試験合格者数 | 計 | 名(名) | | |
| | 上記⑥のうち、卒業見込み及び62単位取得見込みの合格者数 | | 計 | 名 | |
| 筆記試験 | 試験科目 | 受験者数等 | | | |
| | 保育原理 | ⑦受験者数 | 名 | ⑧免除者数 | 名 |
| | | 合格者数 | 名 | | |
| | 教育原理及び社会的養護 | ⑦受験者数 | 教原 名 | ⑧免除者数 | 教原 名 |
| | | | 社養 名 | | 社養 名 |
| | 合格者数 | 名 | | | |
| | 子ども家庭福祉 | ⑦受験者数 | 名 | ⑧免除者数 | 名 |
| | | 合格者数 | 名 | | |
| | 社会福祉 | ⑦受験者数 | 名 | ⑧免除者数 | 名 |
| | | 合格者数 | 名 | | |
| | 保育の心理学 | ⑦受験者数 | 名 | ⑧免除者数 | 名 |
| | | 合格者数 | 名 | | |
| | 子どもの保健 | ⑦受験者数 | 名 | ⑧免除者数 | 名 |
| | | 合格者数 | 名 | | |
| | 子どもの食と栄養 | ⑦受験者数 | 名 | ⑧免除者数 | 名 |
| 合格者数 | | 名 | | | |
| 保育実習理論 | ⑦受験者数 | 名 | ⑧免除者数 | 名 | |
| | 合格者数 | 名 | | | |
| 実技試験 | 試験分野 | 受験者数 | | | |
| | 音楽に関する技術 | 受験者数 | 名 | | |
| | 造形に関する技術 | 受験者数 | 名 | | |
| | 言語に関する技術 | 受験者数 | 名 | | |

2. 児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づく試験実施

| | | |
|-------------------|---|---|
| 受験申請者数 | 計 | 名 |
| 受験合格者数 | 計 | 名 |
| うち、特例教科目による受験合格者数 | 計 | 名 |

(別紙3)

保育士試験実施状況報告書

都道府県名

| | | | |
|----|-------|------|------------------|
| 時期 | 実施年月日 | 筆記試験 | 年 月 日から 月 日まで 日間 |
| | | 実技試験 | 年 月 日から 月 日まで 日間 |

1. 筆記試験及び実技試験の実施状況について

| 試験受験申請者数 | | 計 名(名) | | | |
|----------|------------------------------|--------|-------|-------|------|
| 合格者等の区分 | ①筆記試験受験者数 | 計 | 名 | | |
| | ②筆記試験合格者数 | 計 | 名(名) | | |
| | ③一部科目合格者数 | 計 | 名(名) | | |
| | ④実技試験受験者数 | 計 | 名 | | |
| | ⑤実技試験合格者数 | 計 | 名 | | |
| | ⑥保育士試験合格者数 | 計 | 名(名) | | |
| | 上記⑥のうち、卒業見込み及び62単位取得見込みの合格者数 | | 計 | 名 | |
| 筆記試験 | 試験科目 | 受験者数等 | | | |
| | 保育原理 | ⑦受験者数 | 名 | ⑧免除者数 | 名 |
| | | 合格者数 | 名 | | |
| | 教育原理及び社会的養護 | ⑦受験者数 | 教原 名 | ⑧免除者数 | 教原 名 |
| | | | 社養 名 | | 社養 名 |
| | 合格者数 | 名 | | | |
| | 児童家庭福祉 | ⑦受験者数 | 名 | ⑧免除者数 | 名 |
| | | 合格者数 | 名 | | |
| | 社会福祉 | ⑦受験者数 | 名 | ⑧免除者数 | 名 |
| | | 合格者数 | 名 | | |
| | 保育の心理学 | ⑦受験者数 | 名 | ⑧免除者数 | 名 |
| | | 合格者数 | 名 | | |
| | 子どもの保健 | ⑦受験者数 | 名 | ⑧免除者数 | 名 |
| | | 合格者数 | 名 | | |
| | 子どもの食と栄養 | ⑦受験者数 | 名 | ⑧免除者数 | 名 |
| 合格者数 | | 名 | | | |
| 保育実習理論 | ⑦受験者数 | 名 | ⑧免除者数 | 名 | |
| | 合格者数 | 名 | | | |
| 実技試験 | 試験分野 | 受験者数 | | | |
| | 音楽表現に関する技術 | 受験者数 | 名 | | |
| | 造形表現に関する技術 | 受験者数 | 名 | | |
| | 言語表現に関する技術 | 受験者数 | 名 | | |

2. 児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づく試験実施

| | | |
|-------------------|---|---|
| 受験申請者数 | 計 | 名 |
| 受験合格者数 | 計 | 名 |
| うち、特例教科目による受験合格者数 | 計 | 名 |

(注)

1. 用紙の大きさはA4とすること。
2. 各項目の受験者数は、試験当日の出欠にかかわらず、受験申請をした人数を計上すること。また、幼稚園教諭免許所有者数を()に記入すること。
3. ①筆記試験受験者数(筆記試験の全科目免除者は含まない)
4. ②筆記試験8科目全ての科目に合格した人数(卒業見込み、62単位取得見込みで受験した者を含む。)
5. ③ ②を除いた筆記試験科目の一部を合格した人数
6. ④実技試験の受験申請者数(実技試験の受験免除者は含まない)
7. ⑤実技試験の合格者数
8. ⑥保育士試験合格者数 卒業見込み、62単位取得見込みで受験した者を含む。下段には卒業見込み等受験者の合格者数を記入すること。
9. ⑦各筆記科目の受験申請者数を記入すること。(既合格者で、再受験をした者を含む)
10. ⑧免除申請した者の人数を計上すること。⑦+⑧は①筆記試験受験者と同数になる。
11. 幼稚園教諭免許を有する者が科目履修等による免除を受けた場合、当該科目の受験者数には含めず、免除者数に含めること。
12. 1及び2の報告は、それぞれの試験について、合格者の発表を行った日から10日以内に報告すること。
13. 1又は2について報告する際は、報告時点で記入可能な項目について記入し、提出すること。2を報告する際には、2のみが記入されている状態、1を報告する際には、1及び2が記入されている状態とし、当該報告書の項目全てが記入されていること。
14. 試験を複数回実施する場合は、それぞれの回ごとに人数を計上すること。(別の様式に記入することとし、人数を合計しない。)

(注)

1. 用紙の大きさはA4とすること。
2. 各項目の受験者数は、試験当日の出欠にかかわらず、受験申請をした人数を計上すること。また、幼稚園教諭免許所有者数を()に記入すること。
3. ①筆記試験受験者数(筆記試験の全科目免除者は含まない)
4. ②筆記試験8科目全ての科目に合格した人数(卒業見込み、62単位取得見込みで受験した者を含む。)
5. ③ ②を除いた筆記試験科目の一部を合格した人数
6. ④実技試験の受験申請者数(実技試験の受験免除者は含まない)
7. ⑤実技試験の合格者数
8. ⑥保育士試験合格者数 卒業見込み、62単位取得見込みで受験した者を含む。下段には卒業見込み等受験者の合格者数を記入すること。
9. ⑦各筆記科目の受験申請者数を記入すること。(既合格者で、再受験をした者を含む)
10. ⑧免除申請した者の人数を計上すること。⑦+⑧は①筆記試験受験者と同数になる。
11. 幼稚園教諭免許を有する者が科目履修等による免除を受けた場合、当該科目の受験者数には含めず、免除者数に含めること。
12. 1及び2の報告は、それぞれの試験について、合格者の発表を行った日から10日以内に報告すること。
13. 1又は2について報告する際は、報告時点で記入可能な項目について記入し、提出すること。2を報告する際には、2のみが記入されている状態、1を報告する際には、1及び2が記入されている状態とし、当該報告書の項目全てが記入されていること。
14. 試験を複数回実施する場合は、それぞれの回ごとに人数を計上すること。(別の様式に記入することとし、人数を合計しない。)

「保育士試験の実施について」別添「保育士試験出題範囲」 新旧対照表（下線部：変更箇所）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">保育士試験出題範囲</p> <p>保育原理</p> <p>第1 出題の基本方針</p> <p>保育の意義<u>並びに</u>保育の内容及び方法について体系的に理解しているかを問うことを基本とする。</p> <p>問題選択に当たっては、保育所保育指針の内容<u>並びに</u>児童の保育及び保護者に対する保育に関する指導を担う保育士の役割<u>及び</u>責務について、また、子育て支援等を含む保育の社会的意義など、保育に関する現代的課題についても配慮が必要である。</p> <p>第2 出題範囲</p> <p><u>「指定保育士養成施設の指定及び運営の基準について」（平成15年12月9日付け雇児発第1209001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙3「教科目の教授内容」（以下「平成15年通知別紙」という。）に定める教科目「保育原理」、「乳児保育Ⅰ」、「乳児保育Ⅱ」、「障害児保育」及び「子育て支援」の内容とする。</u></p> | <p style="text-align: center;">保育士試験出題範囲</p> <p>保育原理</p> <p>第1 出題の基本方針</p> <p>保育の意義<u>及び</u>保育の内容及方法について体系的に理解しているかを問うことを基本とする。</p> <p>問題選択に当たっては、保育所保育指針の内容<u>や</u>児童の保育と保護者支援を担う保育士の役割<u>と</u>責務について、また、保育相談支援や地域子育て支援等を含む保育の社会的意義など、保育を巡る現代的課題についても配慮が必要である。</p> <p>第2 出題範囲</p> <p>1 保育の意義</p> <p><u>（1）保育の理念と概念</u></p> <p><u>（2）児童の最善の利益を考慮した保育</u></p> <p><u>（3）保護者との協働</u></p> <p><u>（4）保育の社会的意義</u></p> <p><u>（5）保育所保育と家庭的保育</u></p> <p><u>（6）保育所保育指針の制度的位置づけ</u></p> <p>2 保育所保育指針における保育の基本</p> |

第3 出題上の留意事項

- 1 保育所保育指針の内容と保育の実際との関連を重視した出題が望ましい。
- 2 教育原理、子ども家庭福祉、社会福祉及び社会的養護の出題と十分関連をとって出題する。

- (1) 養護と教育の一体性
- (2) 環境を通して行う保育
- (3) 発達過程に応じた保育
- (4) 保護者との緊密な連携
- (5) 倫理観に裏付けられた保育士の専門性

3 保育の目標と方法

- (1) 現在を最もよく生き、望ましい未来をつくりだす力の基礎を培う
- (2) 生活と遊びを通して総合的に行う保育
- (3) 保育における個と集団への配慮
- (4) 計画・実践・記録・評価の連動

4 保育の思想と歴史の変遷

- (1) 諸外国の保育の思想と歴史
- (2) 日本の保育の思想と歴史

5 保育の現状と課題

- (1) 諸外国の保育の現状と課題
- (2) 日本の保育の現状と課題

第3 出題上の留意点

- 1 保育所保育指針の内容と保育の実際との関連を重視した出題が望ましい。
- 2 保育士の役割や倫理、専門性等について理解しているかという点についても出題し、その場合には具体的事例

3 出題範囲の改正に伴う経過措置として、当分の間、教育原理の出題については、改正前の出題範囲における保育相談支援の内容全般を理解していることを前提とした出題とする。

教育原理

第1 出題の基本方針

教育に関する基本的概念、教育における実践原理を体系的に理解しているかを問うことを基本とする。

問題選択に当たっては、教育の思想及び制度について、また、子ども家庭福祉等との関連性及び教育を巡る現代的課題に関しても配慮が必要である。

第2 出題範囲

平成15年通知別紙に定める教科目「教育原理」の内容とする。

を設定して問う等工夫が必要である。

3 保育相談支援の内容等について理解しているかという点についても出題し、その場合には保育相談支援の意義と原則について具体的事例を設定して問う等工夫が必要である。

4 教育原理、児童家庭福祉、社会福祉、社会的養護の出題と十分関連をとって出題する。

教育原理

第1 出題の基本方針

教育に関する基本的概念、教育における実践原理を体系的に理解しているかを問うことを基本とする。

問題選択に当たっては、教育の思想や制度について、また、児童福祉等との関連性や教育を巡る現代的課題に関しても配慮が必要である。

第2 出題範囲

1 教育の意義、目的及び児童福祉等との関連性

(1) 教育の意義

(2) 教育の目的

(3) 教育と児童福祉の関連性

| | |
|--|--|
| <p>第3 出題上の留意事項</p> <p>1 <u>保育の実践</u>との関連を重視した出題が望ましい。</p> <p>2 <u>保育原理、子ども家庭福祉及び社会的養護</u>の出題と十分関連をとって出題する。</p> | <p><u>(4) 人間形成と家庭・地域・社会等との関連性</u></p> <p>2 <u>教育の思想と歴史の変遷</u></p> <p><u>(1) 諸外国の教育思想と歴史</u></p> <p><u>(2) 日本の教育思想と歴史</u></p> <p><u>(3) 児童観と教育観の変遷</u></p> <p>3 <u>教育の制度</u></p> <p><u>(1) 教育制度の基礎</u></p> <p><u>(2) 教育法規・教育行政の基礎</u></p> <p><u>(3) 諸外国の教育制度</u></p> <p>4 <u>教育の実践</u></p> <p><u>(1) 教育実践の基礎理論—内容、方法、計画と評価—</u></p> <p><u>(2) 教育実践の多様な取り組み</u></p> <p>5 <u>生涯学習社会における教育の現状と課題</u></p> <p><u>(1) 生涯学習社会と教育</u></p> <p><u>(2) 現代の教育課題</u></p> <p>第3 出題上の留意事項</p> <p>1 <u>教育と保育の実際</u>との関連を重視した出題が望ましい。</p> <p>2 <u>保育原理、児童家庭福祉、社会的養護</u>の出題と十分関連をとって出題する。</p> |
|--|--|

社会的養護

第1 出題の基本方針

現代社会における社会的養護の意義及び役割について体系的に理解しているかを問うことを基本とする。

問題選択に当たっては、社会的養護の理念・制度の体系を概括的に理解しているかという点のほか、子ども及び社会的養護を取り巻く状況並びに家庭養護及び施設養護の援助の実際について、また、保育との関連性及び社会的養護に関する現代的課題に関しても配慮が必要である。

第2 出題範囲

平成 15 年通知別紙に定める教科目「社会的養護Ⅰ」及び「社会的養護Ⅱ」の内容とする。

第3 出題上の留意事項

- 1 社会的養護の制度及び歴史的変遷の部分からは、歴史的に古いもの又は現在の制度体系と関連のないものは出題しない。
- 2 保育原理、子ども家庭福祉及び社会福祉の出題と十分関連をとって出題する。

子ども家庭福祉

第1 出題の基本方針

現代社会における子ども家庭福祉の意義及び役割について体系的に理解しているかを問うことを基本とする。

問題選択に当たっては、子ども家庭福祉の理念・制度の体系を概括的に理解しているかという点のほか、児童及び家庭を取り巻く状況及び子ども家庭福祉の実際について、また、保育との関連性及び子ども家庭福祉に関する現代的課題に関しても配慮が必要である。

第2 出題範囲

平成 15 年通知別紙に定める教科目「子ども家庭福祉」及び「子ども家庭支援論」の内容とする。

児童家庭福祉

第1 出題の基本方針

現代社会における児童家庭福祉の意義と役割について体系的に理解しているかを問うことを基本とする。

問題選択に当たっては、児童家庭福祉の理念・制度の体系を概括的に理解しているかという点のほか、児童及び家庭をとりまく状況や児童家庭福祉の実際について、また、保育との関連性及児童家庭福祉を巡る現代的課題に関しても配慮が必要である。

第2 出題範囲

1 現代社会における児童家庭福祉の意義と歴史の変遷

(1) 児童家庭福祉の理念と概念

(2) 児童家庭福祉の歴史の変遷

(3) 現代社会と児童家庭福祉

2 児童家庭福祉と保育

(1) 児童家庭福祉の一分野としての保育

(2) 児童の人権擁護と児童家庭福祉

3 児童家庭福祉の制度と実施体系

(1) 児童家庭福祉の制度と法体系

(2) 児童家庭福祉行財政と実施機関

(3) 児童福祉施設等

(4) 児童家庭福祉の専門職・実施者

4 児童家庭福祉の現状と課題

(1) 少子化と子育て支援サービス

(2) 母子保健と児童の健全育成

(3) 多様な保育ニーズへの対応

(4) 児童虐待防止・ドメスティックバイオレンス

(5) 社会的養護

(6) 障害のある児童への対応

(7) 少年非行等への対応

5 児童家庭福祉の動向と展望

(1) 次世代育成支援と児童家庭福祉の推進

(2) 保育・教育・療育・保健・医療等との連携とネットワーク

(3) 諸外国の動向

第3 出題上の留意事項

- 1 子どもの人権擁護及び子ども家庭福祉に関する現代的課題等について理解しているかという点についても出題し、その場合には具体的事例を設定して問う等工夫が必要である。
- 2 子ども家庭福祉の歴史的変遷の部分からは、歴史的に古いもの又は現在の制度体系と関連のないものは出題しない。

第3 出題上の留意事項

- 1 児童の人権擁護や児童家庭福祉に係る今日的課題等について理解しているかという点についても出題し、その場合には具体的事例を設定して問う等工夫が必要である。
- 2 児童家庭福祉の歴史的変遷の部分からは、歴史的にあまり古いものや現在の制度体系と関連のないものは出題しない。

3 保育原理、社会福祉及び社会的養護の出題と十分関連をとって出題する。

4 出題範囲の改正に伴う経過措置として、当分の間、子ども家庭福祉の出題については、改正前の出題範囲となっている家庭支援論の内容を理解していることを前提とした出題とする。

社会福祉

第1 出題の基本方針

社会福祉全般に関して、その理念体系を理解しているかを問うことを基本とする。

問題選択に当たっては、社会福祉の理念・制度の体系を概括的に理解しているかという点のほか、その背景となっている社会の動向、社会保障等の関連制度の概要、利用者の保護に関わる仕組み、相談援助等について、また、子ども家庭福祉との関連性及び社会福祉に関する現代的課題に関する配慮が必要である。

第2 出題範囲

平成15年通知別紙に定める教科目「社会福祉」の内容とする。

3 保育原理、社会福祉、社会的養護の出題及び保育相談支援の内容と十分関連をとって出題する。

社会福祉

第1 出題の基本方針

社会福祉全般に関して、その理念体系を理解しているかを問うことを基本とする。

問題選択に当たっては、社会福祉の理念・制度の体系を概括的に理解しているかという点のほか、その背景となっている社会の動向、社会保障等の関連制度の概要、利用者の保護にかかわる仕組みや相談援助等について、また、児童家庭福祉との関連性や社会福祉を巡る現代的課題に関する配慮が必要である。

第2 出題範囲

1 現代社会における社会福祉の意義と歴史的変遷
(1) 社会福祉の理念と概念

(2) 社会福祉の歴史的変遷

2 社会福祉と児童家庭福祉

(1) 社会福祉の一分野としての児童家庭福祉

(2) 児童の人権擁護と社会福祉

(3) 家庭支援と社会福祉

3 社会福祉の制度と実施体系

(1) 社会福祉の制度と法体系

(2) 社会福祉行財政と実施機関

(3) 社会福祉施設等

(4) 社会福祉の専門職・実施者

(5) 社会保障及び関連制度の概要

4 社会福祉における相談援助

(1) 相談援助の意義と原則

(2) 相談援助の方法と技術

5 社会福祉における利用者の保護にかかわる仕組み

(1) 情報提供と第三者評価

(2) 利用者の権利擁護と苦情解決

6 社会福祉の動向と課題

(1) 少子高齢化社会への対応

(2) 在宅福祉・地域福祉の推進

(3) 保育・教育・療育・保健・医療等との連携とネット

ワーク

(4) 諸外国の動向

第3 出題上の留意事項

- 1 社会福祉に関する法律、手続き及び歴史の変遷の部分からは、歴史的に古いもの又は現在の制度体系と関連のないものは出題しない。
- 2 保育原理、子ども家庭福祉及び社会的養護の出題と十分関連をとって出題する。
- 3 出題範囲の改正に伴う経過措置として、当分の間、社会福祉の出題については、改正前の出題範囲における相談援助の内容を理解していることを前提とした出題とする。

第3 出題上の留意事項

- 1 社会福祉の法律や手続き、歴史の変遷の部分からは、歴史的にあまり古いものや現在の制度体系と関連のないものは出題しない。
- 2 社会福祉に係る相談援助の内容等について理解しているかという点についても出題し、その場合には相談援助の意義と原則について具体的事例を設定して問う等工夫が必要である。
- 3 保育原理、児童家庭福祉、社会的養護の出題と十分関連をとって出題する。

社会的養護

第1 出題の基本方針

- 現代社会における社会的養護の意義と役割について体系的に理解しているかを問うことを基本とする。
- 問題選択に当たっては、社会的養護の理念・制度の体系

を概括的に理解しているかという点のほか、児童及び社会的養護をとりまく状況や家庭的養護、施設養護の援助の実際について、また、保育との関連性や社会的養護を巡る現代的課題に関しても配慮が必要である。

第2 出題範囲

1 現代社会における社会的養護の意義と歴史の変遷

(1) 社会的養護の理念と概念

(2) 社会的養護の歴史の変遷

2 社会的養護と児童家庭福祉

(1) 児童家庭福祉の一分野としての社会的養護

(2) 児童の権利擁護と社会的養護

3 社会的養護の制度と実施体系

(1) 社会的養護の制度と法体系

(2) 社会的養護の仕組みと実施体系

(3) 家庭的養護と施設養護

(4) 社会的養護の専門職・実施者

4 施設養護の実際

(1) 施設養護の基本原理

(2) 施設養護の実際－日常生活支援、治療的支援、自己実現・自立支援等－

(3) 施設養護とソーシャルワーク

5 社会的養護の現状と課題

保育の心理学

第1 出題の基本方針

保育実践に関わる心理学の知識及び発達の基本原理について体系的に理解しているかを問うことを基本とする。

問題選択に当たっては、子どもの発達過程における心理及び発達の特徴を理解しているかという点のほか、生活及び遊びを通して学ぶ子どもの経験及び学習の過程について、また、保育における発達援助、家庭の理解及び子どもの発達に関する現代的課題に関しても配慮が必要である。

- (1) 施設等の運営管理
- (2) 倫理の確立
- (3) 被措置児童等の虐待防止
- (4) 社会的養護と地域福祉

第3 出題上の留意事項

- 1 社会福祉の法律や手続き、歴史的変遷の部分からは、歴史的にあまり古いものや現在の制度体系と関連のないものは出題しない。
- 2 保育原理、児童家庭福祉、社会福祉の出題と十分関連をとって出題する。

保育の心理学

第1 出題の基本方針

保育実践にかかわる心理学の知識や発達の基本原理について体系的に理解しているかを問うことを基本とする。

問題選択に当たっては、子どもの発達過程における心理や発達の特徴を理解しているかという点のほか、生活と遊びを通して学ぶ子どもの経験や学習の過程について、また、保育における発達援助や子どもの発達を巡る現代的課題に関しても配慮が必要である。

第2 出題範囲

平成15年通知別紙に定める教科目「保育の心理学」、「子ども家庭支援の心理学」及び「子どもの理解と援助」の内容とする。

第2 出題範囲

1 保育と心理学

- (1) 子どもの発達を理解することの意義
- (2) 保育実践の評価と心理学
- (3) 発達観、子ども観と保育観

2 子どもの発達理解

- (1) 子どもの発達と環境
- (2) 感情の発達と自我
- (3) 身体的機能と運動機能の発達
- (4) 知覚と認知の発達
- (5) 言葉の発達と社会性

3 人との相互的にかかわりと子どもの発達

- (1) 基本的信頼感の獲得
- (2) 他者とのかかわり
- (3) 社会的相互作用

4 生涯発達と初期経験の重要性

- (1) 生涯発達と発達援助
- (2) 胎児期及び新生児期の発達
- (3) 乳幼児期の発達
- (4) 学童期から青年期の発達
- (5) 成人期、老年期の発達

5 子どもの発達と保育実践

- (1) 子ども理解における発達の把握
- (2) 個人差や発達過程に応じた保育
- (3) 身体感覚を伴う多様な経験と環境との相互作用
- (4) 環境としての保育者と子どもの発達
- (5) 子ども相互のかかわりと関係作り
- (6) 自己主張と自己統制
- (7) 子ども集団と保育の環境
- 6 生活や遊びを通じた学びの過程
- (1) 子どもの生活と学び
- (2) 子どもの遊びと学び
- (3) 生涯にわたる生きる力の基礎を培う
- 7 保育における発達援助
- (1) 基本的な生活習慣の獲得と発達援助
- (2) 自己の主体性の形成と発達援助
- (3) 発達課題に応じたかかわりと援助
- (4) 発達の連続性と就学への支援
- (5) 発達援助における協働
- (6) 現代社会における子どもの発達と保育の課題

第3 出題上の留意事項

- 1 児童の発達過程及び発達の特性について正しく理解し、保育（養護及び教育）との関連において把握することを主眼として出題する。

第3 出題上の留意事項

- 1 児童の発達過程及び発達の特性について正しく理解し、保育（養護と教育）との関連において把握することを主眼として出題する。

- 2 児童の発達課題、初期経験の重要性等、保育の実際において役立つような知識についても問わなければならない。
- 3 保育原理、子ども家庭福祉及び子どもの保健の出題と十分関連をとって出題する。

子どもの保健

第1 出題の基本方針

児童の健康及び安全に係る基本的知識、保育実践に係る児童の疾病及びその予防、事故防止並びに安全管理等についての理解を問うことを基本とする。

問題選択に当たっては、児童の健康増進を図る保健活動の意義、保育における環境及び衛生管理並びに安全管理について理解しているかという点のほか、母子保健対策、他職種との連携等についても配慮が必要である。

第2 出題範囲

平成 15 年通知別紙に定める教科目「子どもの保健」及び「子どもの健康と安全」の内容とする。

- 2 児童の発達課題や初期経験の重要性等、保育の実際において役立つような知識についても問わなければならない。
- 3 保育原理、児童家庭福祉、子どもの保健の出題と十分関連をとって出題する。

子どもの保健

第1 出題の基本方針

児童の心身の健康と安全に係る基本的知識と保育実践に係る児童の疾病とその予防及び事故防止と安全管理等についての理解を問うことを基本とする。

問題選択に当たっては、児童の健康増進を図る保健活動の意義や保育における環境及び衛生管理並びに安全管理について理解しているかという点のほか、児童の身体面のみならず心の健康についての理解や母子保健対策、他職種との連携等についても配慮が必要である。

第2 出題範囲

1 子どもの健康と保健の意義

(1) 生命の保持と情緒の安定に係る保健活動の意義と目

的

(2) 健康の概念と健康指標

(3) 地域における保健活動と児童虐待防止

2 子どもの発育・発達と保健

(1) 生物としてのヒトの成り立ち

(2) 身体発育と保健

(3) 生理機能の発達と保健

(4) 運動機能の発達と保健

(5) 精神機能の発達と保健

3 子どもの疾病と保育

(1) 子どもの健康状態の把握と主な疾病の特徴

(2) 子どもの疾病の予防と適切な対応

4 子どもの精神保健

(1) 子どもの生活環境と精神保健

(2) 子どもの心の健康とその課題

5 環境及び衛生管理並びに安全管理

(1) 保育環境整備と保健

(2) 保育現場における衛生管理

(3) 保育現場における事故防止及び安全対策並びに危機

管理

6 健康及び安全の実施体制

(1) 職員間の連携と組織的取組

(2) 母子保健対策と保育

第3 出題上の留意事項

- 1 子どもの疾病、事故等の予防及び適切な対応について、保育の実際において起こりうる事項に関して出題することが望ましい。
- 2 一人一人の子どもの保健とともに、集団の場における保健的対応及び対策についても問わなければならない。
- 3 保育の心理学及び子どもの食と栄養の出題と十分関連をとって出題する。
- 4 出題範囲の改正に伴う経過措置として、当分の間、子どもの保健の出題については、改正前の出題範囲となっている内容を理解していることを前提とした出題とする。

(3) 家庭・専門機関・地域との連携

7 保健活動の計画及び評価

(1) 保健計画の作成と活用

(2) 保健活動の記録と自己評価

(3) 子どもの保健に係る個別対応と子ども集団全体の健康と安全・衛生管理

第3 出題上の留意事項

- 1 児童の疾病や事故等の予防や適切な対応について、保育の実際において起こりうる事項に関して出題することが望ましい。
- 2 一人一人の児童の保健とともに、集団の場における保健的対応や対策についても問わなければならない。
- 3 保育の心理学、子どもの食と栄養の出題と十分関連をとって出題する。

子どもの食と栄養

第1 出題の基本方針

子どもの食生活及び栄養に関する基本的知識並びに保育実践に係る食育の基本及び内容についての理解を問うことを基本とする。

問題選択に当たっては、子どもの健康な生活の基本としての食生活の意義、栄養の基本的概念、調理の基本、年齢及び発達過程における食生活について理解しているかという点のほか、食に係る特別な配慮を有する子どもへの対応、食を通した保護者への支援及び現代社会における食生活の課題に関しても配慮が必要である。

第2 出題範囲

平成15年通知別紙に定める教科目「子どもの食と栄養」の内容とする。

子どもの食と栄養

第1 出題の基本方針

児童の食生活や栄養に関する基本的知識と保育実践に係る食育の基本と内容についての理解を問うことを基本とする。

問題選択に当たっては、児童の健康な生活の基本としての食生活の意義や栄養の基本的概念や調理の基本、年齢や発達過程における食生活について理解しているかという点のほか、食に係る特別な配慮を有する児童への対応や食を通した保護者への支援、現代社会における食生活の課題に関しても配慮が必要である。

第2 出題範囲

1 子どもの健康と食生活の意義

(1) 子どもの心身の健康と食生活

(2) 子どもの食生活の現状と課題

2 栄養に関する基本的知識

(1) 栄養の基本的概念と栄養素の種類と機能

(2) 食事摂取基準と献立作成・調理の基本

3 子どもの発育・発達と食生活

(1) 乳児期の授乳・離乳の意義と食生活

(2) 幼児期の心身の発達と食生活

- (3) 学童期の心身の発達と食生活
- (4) 生涯発達と食生活
- 4 食育の基本と内容
 - (1) 食育における養護と教育の一体性
 - (2) 食育の内容と計画及び評価
 - (3) 食育のための環境
 - (4) 地域の関係機関や職員間の連携
 - (5) 食生活指導及び食を通じた保護者への支援
- 5 家庭や児童福祉施設における食事と栄養
 - (1) 家庭における食事と栄養
 - (2) 児童福祉施設における食事と栄養
- 6 特別な配慮を要する子どもの食と栄養
 - (1) 疾病及び体調不良の子どもへの対応
 - (2) 食物アレルギーのある子どもへの対応
 - (3) 障害のある子どもへの対応

第3 出題上の留意事項

- 1 子どもの食及び栄養に関する適切な対応について、保育の実際において必要な事項に関して出題することが望ましい。
- 2 子どもの保健の出題と十分関連をとって出題する。

第3 出題上の留意事項

- 1 児童の食と栄養に関する適切な対応について、保育の実際において必要な事項に関して出題することが望ましい。
- 2 児童の保健の出題と十分関連をとって出題する。

保育実習（保育実習理論及び保育実習実技）

第1 出題の基本方針

保育に関する教科目全体の知識・技術を基礎とし、子どもの保育及び保護者への支援について総合的に理解し、実践する応用力を問うことを基本とする。

保育実習理論については、保育所を含む児童福祉施設の役割や機能について、また、保育士の職業倫理、資質の向上等について具体的に理解しているかという点のほか、保育実践に係る計画及びその評価並びに児童福祉施設における子どもの生活及び援助活動に関しても配慮が必要である。

第2 出題範囲

A 保育実習理論

平成 15 年通知別紙に定める教科目「保育内容の理解と方法」、「保育内容総論」、「保育内容演習」、「保育実習 I」、「保育実習指導 I」、「保育実践演習」、「保育者論」、及び「保育の計画と評価」の内容とする。

保育実習（保育実習理論及び保育実習実技）

第1 出題の基本方針

保育に関する教科全体の知識・技術を基礎とし、子どもの保育及び保護者への支援について総合的に理解し、実践する応用力を問うことを基本とする。

保育実習理論については、保育所、児童福祉施設の役割や機能について、また、保育士の職業倫理について具体的に理解しているかという点のほか、保育実践に係る計画（保育課程・指導計画）と実践（保育内容）及びその評価や児童福祉施設における児童の生活と援助活動に関しても配慮が必要である。

第2 出題範囲

A 保育実習理論

1 保育所保育

(1) 保育所の役割と機能

(2) 保育課程と指導計画

(3) 保育の内容

①養護にかかわる保育の内容

②教育にかかわる保育の内容

(4) 記録と自己評価

(5) 保育士の役割と職業倫理

| | |
|--|---|
| <p>B 保育実習実技</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>音楽</u>に関する技術 課題に対する器楽・声楽等 2 <u>造形</u>に関する技術 課題に対する絵画・制作等 3 <u>言語</u>に関する技術 課題に対する言葉に関する遊びや表現等 <p>第3 出題上の留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育に関する知識<u>及び技術並びに</u>受験者の思考力<u>及び</u>創意工夫が総合的に把握されやすい内容を選択する。 2 <u>子ども</u>の保育の実際において、必要度及び活用度の高い内容を重視する。 3 <u>子ども</u>の遊びを豊かに展開するための技術<u>及び</u>その応用力についても考慮する。 4 保育実習実技の受験者が多い場合、多人数が同一条件 | <p><u>2 児童福祉施設（保育所以外）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>(1) 施設の役割と機能</u> <u>(2) 児童の生活の実際</u> <u>(3) 支援計画の作成と実践</u> <u>(4) 記録と自己評価</u> <u>(5) 保育士の役割と職業倫理</u> <p>B 保育実習実技</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>音楽表現</u>に関する技術 課題に対する器楽・声楽等 2 <u>造形表現</u>に関する技術 課題に対する絵画・制作等 3 <u>言語表現</u>に関する技術 課題に対する言葉に関する遊びや表現等 <p>第3 出題上の留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育に関する知識、<u>技術や</u>受験者の思考力<u>や</u>創意工夫が総合的に把握されやすい内容を選択する。 2 <u>児童</u>の保育の実際において、必要度及び活用度の高い内容を重視する。 3 <u>児童</u>の遊びを豊かに展開するための技術<u>と</u>その応用力についても考慮する。 4 保育実習実技の受験者が多い場合、多人数が同一条件 |
|--|---|

のもとに受験できるよう配慮する。

のもとに受験できるよう配慮する。